

## 工事現場における現場代理人等の取扱いについて

行田市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項で規定する現場代理人について、工事現場における常駐を要しないこととすることができる場合並びに受注者と現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「現場代理人等」という。）との雇用関係等については、下記のとおりとする。

### 記

- 1 次の各号のいずれにも該当する場合は、現場代理人の設置を要しないこととすることができる。
  - (1) 代表取締役自らが主任技術者となり、工事管理を行うものであること。
  - (2) 他の公共工事を受注していないこと。
  - (3) 当初請負代金額が土木一式工事については、1,500万円以下、建築一式工事については、4,000万円以下、その他の工事については、1,000万円以下のものであること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人が工事現場に常駐を要しないこととすることができる。ただし、低入札価格調査を経た工事については、この限りでない。
  - (1) 市が発注した工事で誓約書（様式第1号）が提出された当初請負代金額500万円未満のもの
  - (2) 次のいずれにも該当する場合で、現場代理人一人について3件以内の工事
    - ア 市が発注した工事で当初請負代金額3,500万円未満のもの
    - イ 誓約書が提出された工事であること。
  - (3) 次のいずれにも該当する場合で、現場代理人一人について2件以内の工事
    - ア 市及び国県等の他自治体が発注した工事で工事箇所が行田市内である当初請負代金額3,500万円未満の工事
    - イ 現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式第3号）及び現場代理人の兼務届（様式第4号）が提出された工事であること。
- 3 当初請負代金額3,500万円以上の建設工事に配置されている現場代理人は、次の各号のいずれにも該当する市発注工事について、既に配置されている工事を含め3件まで、市発注工事以外の工事を含む場合は2件まで、現場代理人を兼務することができる。ただし、低入札価格調査を経た工事については、この限りでない。
  - (1) 一体性（同一敷地内）又は連続性（接する工事）が認められ、かつ、関連する工事であること。
  - (2) 誓約書が提出された工事であること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間とすることができる。
  - (1) 約款第20条第1項又は第2項の規定により工事が一時中止されている期間

- (2) 使用する建設資材又は機械類の製作等のため、1ヶ月を超える期間に渡って工事現場が休止する場合で、受注者から現場代理人常駐業務休止届（様式第2号）が提出されたとき。
- (3) 約款第32条第1項の規定による工事完成通知書が発注者に受理された場合
- 5 前項の場合において、当初請負代金額が3,500万円以上の工事（低入札価格調査を経た工事を除く。）については、現場代理人の常駐を要しないこととした期間内は、緊急時の対応及び工事現場の安全性が確保された場合について、当該工事の現場代理人が市発注の他の工事の現場代理人を兼ねることができるものとし、当初請負代金額が3,500万円未満の工事については、第2項の規定によるものとする。
- 6 現場代理人等と受注者との雇用関係は次のとおりとする。

区分	雇用関係	雇用の時期
現場代理人	直接的な雇用関係 【出向（※）・派遣社員不可】	開札日の前日以前から引き続いて雇用関係があること。
専任を要しない主任技術者	直接的な雇用関係 【出向（※）・派遣社員不可】	
専任を要する主任・監理技術者	直接的かつ恒常的な雇用関係 【出向（※）・派遣社員不可】	開札日の3か月以上前から引き続いて雇用関係があること。

(※ ただし、平成28年5月31日付け国土建第119号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」で定める場合を除く。）

- 7 工事实績情報システム（コリンズ）の登録対象は、請負代金額500万円以上（単価契約の場合は、契約総額）の工事とする。

#### 附 則

- 1 この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 工事現場における現場代理人の取扱い要領（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いの施行の際現に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名を行った工事で、市と請負契約を締結していないものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この取扱いの施行の際現に市と請負契約を締結している工事に係る専任とされた現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者で、この取扱いの施行により専任要件が緩和されることとなるものの非専任への変更については、発注者及び受注者が協議して決定する。

## 誓 約 書

行田市長

様

受注者 住所

氏名

印

下記の工事については、同一の現場代理人に従事させますが、その業務に支障をきたさないことはもとより工事現場内外に対する安全対策を十分に行い事故の防止に努めると共に、万が一事故が発生した場合については、当社の責任において解決することを誓約いたします。

現場代理人氏名

---

### 記

上記現場代理人が従事する工事(届出 第 回目)	
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日まで
請負代金額	金 円
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日まで
請負代金額	金 円
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日まで
請負代金額	金 円

※ 添付書類 現場代理人経歴書

年 月 日

## 現場代理人常駐業務休止届

行田市長

様

受注者 住所

氏名

印

下記の工事については、現場代理人の現場への常駐を休止いたしたくお届けします。  
なお、休止期間中における現場代理人の業務に支障をきたさないことはもとより工事現場内外に対する安全対策を十分に行い事故の防止に努めると共に、万が一事故が発生した場合については、当社の責任において解決いたします。

現場代理人氏名

休止する期間 年 月 日から 年 月 日まで

休止する理由

---

---

---

### 記

上記現場代理人が従事している工事	
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日まで
請負代金額	金 円

様式第3号

## 現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書

工 事 名 \_\_\_\_\_  
工 事 箇 所 \_\_\_\_\_  
契 約 金 額 \_\_\_\_\_  
現場代理人 氏名 \_\_\_\_\_

上記工事は、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否かを伺います。

年 月 日

会社者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

上記工事は、現場代理人については、

- ・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する工事の内容及び連絡先を報告してください。
- ・ 兼務は認めません。

年 月 日

発注機関の長 \_\_\_\_\_

※ 兼務の可否は、発注担当課で確認すること。

